

平成30年度第4回 千葉市障害者介護給付判定審査会稲毛区審査部会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年7月13日（金） 19時30分 ～ 20時40分
- 2 場 所 稲毛保健福祉センター 3階 ボランティア活動室1
- 3 出席者（委員）片山部会長職務代理者、岡田委員、矢島委員、小柴委員（4名）
（事務局）松澤主査、志賀主任主事、手塚主事、神崎主事、
（花見川区）高野主査、（若葉区）星野主任主事
- 4 議 題
- | | |
|-------------------------------|-----|
| （1）障害支援区分の審査及び判定について | 22件 |
| （2）障害支援区分の審査及び判定について（花見川区） | 1件 |
| （3）障害支援区分の審査及び判定について（若葉区） | 1件 |
| （4）非定型の支給決定案に対する意見等について | 1件 |
| （5）非定型の支給決定案に対する意見等について（花見川区） | 1件 |
| （6）その他 | |

5 議事の概要

（1）障害支援区分の審査及び判定について

ア 一次判定について

- | | |
|--------------------------------|-----|
| （ア）一次判定を修正しなかったもの | 20件 |
| （イ）一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの | 2件 |
| （ウ）一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの | 0件 |

イ 二次判定について

- | | |
|-------------------|-----|
| （ア）一次判定を変更しなかったもの | 22件 |
| （イ）一次判定を変更したもの | 0件 |

ウ その他

- | | |
|---|----|
| （ア）判定結果の有効期限を3か月以上3年以内に変更することが適当であると判断したもの | 0件 |
| （イ）判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適当との意見を付したもの | 0件 |
| （ウ）再調査が必要であると判断したもの | 0件 |

（2）障害支援区分の審査及び判定について（花見川区）

ア 一次判定について

- | | |
|--------------------------------|----|
| （ア）一次判定を修正しなかったもの | 1件 |
| （イ）一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの | 0件 |
| （ウ）一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの | 0件 |

イ 二次判定について

- | | |
|-------------------|----|
| （ア）一次判定を変更しなかったもの | 1件 |
| （イ）一次判定を変更したもの | 0件 |

ウ その他

(ア) 判定結果の有効期限を3か月以上3年以内に変更することが適当であると判断したもの	0件
(イ) 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適当との意見を付したもの	0件
(ウ) 再調査が必要であると判断したもの	0件
(3) 障害支援区分の審査及び判定について（若葉区）	
ア 一次判定について	
(ア) 一次判定を修正しなかったもの	1件
(イ) 一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの	0件
(ウ) 一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの	0件
イ 二次判定について	
(ア) 一次判定を変更しなかったもの	1件
(イ) 一次判定を変更したもの	0件
ウ その他	
(ア) 判定結果の有効期限を3か月以上3年以内に変更することが適当であると判断したもの	0件
(イ) 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適当との意見を付したもの	0件
(ウ) 再調査が必要であると判断したもの	0件
(4) 非定型の支給決定案に対する意見等について	
ア 支給決定案を妥当と認める。	1件
イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める。	0件
ウ 125%を超える支給決定または支給決定期間の延長は不要と認める。	0件
(5) 非定型の支給決定案に対する意見等について（花見川区）	
ア 支給決定案を妥当と認める。	1件
イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める。	0件
ウ 125%を超える支給決定または支給決定期間の延長は不要と認める。	0件
(6) その他	
次回の審査部会の開催は、平成30年8月10日（金）	
本日の記録者 小柴委員	